

# 特定個人情報の庁内における利用・提供の流れ

## これまでの庁内での利用

### 目的外利用

(審議会)

(本人同意)

事務

事務

個人情報保護  
審議会 (諮問)

目的外利用記録票

区民へ閲覧

窓口等で  
本人同意の確認

個人情報の目的外利用開始

## 法施行後の庁内での利用(案)

### 番号法上の目的内利用・提供

法定事務・独自利用事務

個人情報保護審議会 (報告)

利用条例・規則制定(改正)※

HP等で区民へ公表

目的内利用・提供の記録票

区民へ閲覧

特定個人情報の利用・提供  
(庁内連携・区内他機関連携開始)

新たな利用事務  
①PIA  
②庁内利用(利用情報の範囲・根拠)を報告

区民へ  
利用事務・  
利用情報・  
利用目的を  
明示

※法定事務の場合は、「条例・規則改正」は不要

# 特定個人情報の 適正な取扱い確保のための措置(案)

措置	具体的な内容
リスク対策 (特定個人情報保護評価)	特定個人情報ファイルを保有しようとする場合に特定個人情報保護評価を実施し、 <u>情報公開・個人情報保護審議会へ報告した後、公表する。</u>
利用範囲の適正性確保	新たに「庁内連携」もしくは区役所内他機関へ「提供」する場合には、利用事務・利用する情報の範囲・利用目的について、 <u>情報公開・個人情報保護審議会へ報告する。</u>
利用目的等の区民への明示	「庁内連携」もしくは区役所内他機関へ「提供」する場合には、利用事務・利用情報の範囲・利用目的について、情報利用課における利用記録票の閲覧、区ホームページでの公表により、区民への明示を行う。
罰則の適用	番号法に基づく庁内連携及び区役所内他機関への提供に係る職員の違反行為については、番号法の罰則が適用されることを周知徹底する。